

子ども支援学研究会 2020. 2

「地域・市民社会における子ども支援」を考える

—子どもの権利条約の国連採択 30 年・日本批准 25 年を踏まえて—

子どもオンブズパーソン研究会
子どもの権利条約総合研究所
公益社団法人子ども情報研究センター

本研究会は「子ども支援」をテーマに 2005 年から始まり、毎年 2 回開催しています。今日、子ども支援のために何が必要か、何ができるのか。そのアプローチを明らかにしていくことを目的としています。

子どもの権利条約が 1989 年に国連で全会一致により採択されて 30 年がたち、この条約を日本が 1994 年に批准して 25 年が経過しました。ようやく 2016 年、児童福祉法が改正され、子どもの意見の尊重（条約第 12 条）を通して子どもの最善の利益（同第 3 条）を実現するという、この条約の精神が位置づけられました。さらに 2019 年の改正では、「児童の権利擁護」とりわけ「親権者等による体罰の禁止」、「児童の意見表明権を保障する仕組みの検討」等が提示されました。また教育関連法においても、2016 年には子どもの権利条約に則る立法として普通教育機会確保法が制定されています。総じて、自治体の子ども施策とともに、地域・市民社会における子ども支援の取り組みの重要性が、いっそう大きくなっているといえるでしょう。

こうした動向を受け止めるなかで前回に引き続き標記のテーマを設定しました。いま地域・市民社会において、実際に取り組みられている子ども支援の実践を報告していただきます。

□日 時 2020 年 2 月 22 日(土) 13:00～16:45 (受付 12:45～)

□会 場 HRC ビル(裏面地図参照) 4 階 第 1 研修室 A

□テーマ 「地域・市民社会における子ども支援」を考える

□内 容 (日程)

基 調 子どもの権利条約批准 25 年の経過と「子ども支援」をめぐる課題
吉永 省三 (千里金蘭大学)

報 告 (1) 地域だからできる子ども支援の取り組み
——市民参加でつくる多世代居場所づくり 10 年の経験から

報告者 水木 千代美 (さたけん家主宰代表)

2011 年から吹田市佐竹台で多世代の居場所「さたけん家」を運営。親子の居場所「おひさまクラブ」、小中高生の学習支援「さたけ教室」、おとなから仕事の話聞く「JOBCAFE」、生きる力を育む「ゆめのみ教室」(小学生対象)などを実施。

報 告 (2) 子どもに直接届く「子ども支援」を地域に

報告者 西川 奈央人 (NPO 法人西淀川子どもセンター代表理事)

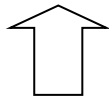
2007 年から大阪市西淀川区で「子どもが気軽に相談に来られる場所を地域に」との思いから子どもの居場所づくりに取り組む。「いっしょにごはん!食ベナイト?」(子どもの居場所活動)など、子どもに直接届く「子ども支援」の活動を展開中。

質疑と討議 コーディネーター 浜田 進士 (子どもの権利条約総合研究所)

田中 文子 (子ども情報研究センター)

□参加費 800 円 (子ども情報研究センター正会員 600 円)

□申込み 裏面申込書に記入の上、子ども情報研究センターまで FAX またはメールで。



FAX 送信方向

子ども支援学研究会 2020. 2. 22

ふりがな お名前			
ご所属			
TEL		FAX	
備考	連絡や配慮事項などがございましたら、本欄にお書き添えください。折り返し連絡させていただきます。		

公益社団法人子ども情報研究センターとは—

子どももおとなも、ひとりひとりが尊重される社会、反差別・人権・平和・共生の確立のために、「子どもの権利条約」に基づき、研究、相談、保育、情報発信などの事業を行っています。子どもの人権に思いを寄せる方なら、どなたでも会員になっていただけます。ホームページ <http://www.kojoken.jp/>

HRC ビル 大阪市港区波除 4-1-37

- ・ JR環状線「弁天町」駅北口より 600m(徒歩 8分)
(エレベーターご利用の場合は「弁天町」駅南口から)
- ・ 大阪メトロ中央線「弁天町」駅 4番出口より 700m(徒歩 10分)
- ・ 休日は、ビル入り口の自動扉が開きません。案内掲示にしたがい、通用口あるいはスロープからお入りください。
- ・ 車いす用トイレは9Fにあります。多目的トイレ(簡易ベッド付き)は、当ビルにはございません。何かご不明な点がございましたら、遠慮なくおたずねください。



FAX 06-4394-8501

本研究会に関するお問い合わせ等は☎ 子ども情報研究センター

TEL 06-4708-7087 FAX 06-4394-8501 E-mail : kenshu@kojoken.jp